

2008年5月20日

内閣府国民生活局

「生活安心プロジェクト」(行政のあり方総点検)

意見募集担当 御中

「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」(意見)に対する意見書

特定非営利活動法人

あいち消費者被害防止ネットワーク

理事長 杉浦市郎

本年4月9日に国民生活審議会総会にて福田内閣総理大臣に提出後、公表された「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」(意見)については、団体訴権を担いうる適格消費者団体の認定を目指し活動している当ネットワークとしても大いに期待しています。

消費者重視社会の実現に向けて、以下の意見を述べるものとします。

1. 消費者・生活者が主役の行政に向けた横断的課題と具体的方策について

1) 地域の担い手の育成について(論点番号4関連)

地域の担い手(民生委員、自治会、ボランティアなど)を育成するための費用の予算化が必要であると考えます。

2) 義務教育の充実について(論点番号6関連)

副読本やwebサイトなどの教育ソフトは充実しているが、これらを実際の現場で有効に活用するしくみの確立を望みます。

3) 各省庁における産業振興担当と消費者担当の分離等について(論点番号9関連)

消費者の目線での監査機能の強化が必要と考え、提言に賛成します。

4) 外部人材の積極的採用について(論点番号11関連)

弁護士や消費生活相談員などの専門家の採用を希望します。

5) 国の出先機関等と地方自治体の役割分担の見直しについて(論点番号23関連)

予算を明確化することを前提に、地方分権を推進するべきであると考えます。

6) 国と地方自治体の連携について(論点番号24,26関連)

国と地方自治体の役割についてはいずれも強化する必要があり、事例により連携強化の方法は異なるとは思いますが、いずれにしても国は、特に財政や情報管理・提供の環境整備面で、地方の消費生活センターを積極的に支援していく仕組みが必要だと考えます。

7) 国家公務員の新たな人事評価、各府庁の政策評価について(論点番号30,31関連)

基本的には賛成ですが、評価の客観性の担保が困難であると予想されます。

8) 新組織が設置された後の現在の各審議部会について (論点番号 33 関連)

関係する審議会が一本化された後は重複するので廃止すべきであると思います。

9) 重要政策会議における消費者・生活者代表委員の割合について (論点番号 36 関連)

1/3 (提言では 30%) を消費者・生活者代表委員とすることを目指すべきであると考えます。

10) 意見募集等における意見提出最低提出期間の延長について (論点番号 44 関連)

NPO 法人あいち消費者被害防止ネットワークでは理事会での協議確認を経て意見提出を行ないませんが、理事会は1ヵ月に1回の開催頻度を基本としており、十分な協議を行なうには、最低提出期間を45日以上にしていただくよう希望します。

2. 消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開について

1) 国の行政機関の窓口の3類型について (論点番号 51 関連)

「行政サービス関連」がいわゆる“その他”的な区分けであると思います。もう少し細分化の必要があります。

2) 消費者相談窓口について (論点番号 52 関連)

基本的に提言に賛成ですが、担うべき地方自治体は都道府県、政令市、中核市までにとどめるべきであると考えます。当然、消費生活センターの法的な位置付け等も含めた体制強化は必要です。

3) 食品の期限表示について (論点番号 70,72 関連)

「賞味期限」及び「消費期限」の表示については今後も維持しておくべきであると考えます。あわせて、「製造年月日」の併記を望みます。

4) 悪質な違反行為に対する課徴金制度の範囲拡大について (論点番号 88 関連)

課徴金制度の範囲拡大は消費者被害の未然防止に非常に有効であると考えます。

5) 私人による私的請求権の行使に対する政府の支援方法について (論点番号 94 関連)

提言に賛成です。特に、③【政府が私人に代わって訴訟を行なう制度 (父権制度)】を重点にすすめるべきであると思います。

以 上